

熊本地震被災者への見舞金募金活動について

…日本建築積算協会の独自性を持った支援活動の展開…

今回の熊本地震は、2回にわたる大規模な地震と数多くの余震の中で、被害状況および被災地域が拡大しました。被災された皆様には心よりお見舞い申し上げます。

当協会会員につきましては、現在、安否を確認中であります。いずれにしろ、地震により不自由な生活を余儀なくされておられる方々に対する支援が急務となっている状況です。

当協会は、下記により見舞金募金活動を展開し、被災者の方々が1日でも早く生活を再建できますように、協会の独自性をもった「我々しかできない活動」を積極的に推進していきたいと考えております。

何卒ご理解とご協力を賜りたくお願い申し上げます。

記

1. 独自性を持った支援活動

被災者を特定しない一般的な団体主催の義援金活動には、既に多くの会員の皆様が個人的に寄付を行っていると思われます。

そこで当協会としては、支援対象を一定以上の被災をされた会員の方々に絞り込み、今こそ仲間としての連帯のもとに、応援の心と見舞金をお届けいたします。

2. 具体的な見舞金贈呈対象者

- (1) 九州支部地域（熊本県と大分県の被害が大きいのですが、佐賀県・宮崎県・福岡県などの県においても被害が報告されていますので、状況により範囲を定めます）に主たる住居を構える正会員のうち、以下に該当される方。
- (2) 自宅家屋に全損あるいは全損に近い被害を受けた会員の方。
- (3) 自宅家屋に居住することができないため、避難所あるいは親類・知人宅等において生活を行っている、あるいは一定期間以上そのような生活をした会員の方。
- (4) 自宅家屋に顕著な被害をこうむった会員の方。
- (5) お亡くなりになった会員およびご親族につきましては、今回の主旨から見舞金の対象とはせず、弔意とともにご霊前に供えるお花代を贈らせていただきます。

3. 震災対応特別委員会

- (1) 見舞金の募集と配分方法、対象者の特定等につきましては、本部・九州支部に震災対応特別委員会を設置し、相互協議のうえ決定いたします。

4. 見舞金の募金額と配分方法の基本的な考え方

- (1) 募金は、1口1,000円とし、上限は設けません。募集を呼びかける対象は、当協会会員（個人会員・特別会員・賛助会員）とします。

- (2) 見舞金総額について、対象者の人数に応じて配分する予定ですが、これについては①自宅家屋が全損あるいは全損に近い被害を受けた会員の方、②自宅家屋が損傷しあるいはインフラの途絶により避難生活を送られた会員の方、③自宅家屋に顕著な損傷を受けた会員の方という、被災ダメージの程度を考慮した配分割合基準を設定いたします。
- (3) 実際には、様々な被災程度があり、その被災程度と見舞金の配分とは整合性がとれないところが出る可能性も推測されますが、緊急事態において迅速に活動を展開するため、一定の基準を設定のうえ適用いたしますので、なにとぞご理解願います。

5. 対象者の特定についての基本的な考え方

- (1) 会員被災者へのお見舞金募金をお願いする書面を、全会員あてに送付いたします。このなかに被災者調査を兼ねまして、被災されたご本人（対象者）からご連絡いただくとともに、対象となる方についての情報提供のお願いについても掲載いたします。宛先不明で返送されたもの、被害が大きかった区域で返信のないものについては、本部・支部より電話その他の確認をおこなう予定です。
- (2) その後、引き続き、会員の皆様の安否確認、被災状況等について、継続した情報収集を行います。
- (3) ホームページにおいて、見舞金贈呈の対象者に該当する会員の方が、自己申告していただけるよう、あるいは知人からの情報提供をいただくよう呼びかけます。
- (4) 対象者に漏れが出るといったトラブルはある程度予測されますが、そのようなリスクはある程度想定の上、タイムリーで迅速な活動を行い、少しでも早く実効をあげることを目指しておりますので、何卒ご理解を賜りますようお願いいたします。
- (5) 行動の具体策あるいは実態に合わせた行動内容の修正については、震災対応特別委員会において速やかに決定し実施していきます。

6. 募金活動期間

- (1) 予定：平成28年5月18日～7月31日

7. 募金方法

- (1) 同封のゆうちょ銀行振込用紙をご利用ください。なお、銀行口座をご希望の方は、会員番号・お名前を明記の上、下記口座に直接お振込みください。
振込先：口座名／公益社団法人 日本建築積算協会
銀行名／三井住友銀行（銀行コード0009）東京公務部（店番号096）
（普通）口座番号／0501644
- (2) 一口1,000円とし、上限は設けません。
恐れ入りますが、振込み手数料はご負担願います。

8. 寄付金控除について

見舞金募金は、通常の寄付金控除（所得控除）となります。寄付金特別控除（税額控除）にはなりませんのでご理解願います。寄付者に対して領収書を発行致します。

以上